

保護者各位

東大和市子ども未来部 保育課  
れんげ桜が丘 保育園

インフルエンザによる出席停止について

園児が標記疾患に感染した場合は、保護者様には、「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき出席停止をお願いしておりますが、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた保育所等における感染対策の徹底について」（事務連絡令和4年11月8日）が発出され、保育所等に登園再開する場合には、医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこととされました。

つきましては、令和4年度秋以降の標記疾患の「登園届」は、医師の指示に従って療養に努め、当分の間、保護者が「登園届」（下記）に必要な事項をご記入のうえ保育園に提出し、登園再開をお願いいたします。

インフルエンザによる出席停止期間

発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、解熱した日の翌日から3日（乳幼児のため）を経過するまで登園できません。（発症した日、解熱した日は0日と数えます）。

発症期間 発熱期間	0日目 発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
1日間	発熱	解熱日	平熱	平熱	平熱	平熱	登園可能			
2日間	発熱	発熱	解熱日	平熱	平熱	平熱	登園可能			
3日間	発熱	発熱	発熱	解熱日	平熱	平熱	平熱	登園可能		
4日間	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱日	平熱	平熱	平熱	登園可能	
5日間	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱日	平熱	平熱	平熱	登園可能

-----切-----取-----

登園届（インフルエンザ用）

\_\_\_\_\_  
保育園長 殿

月 日に、医療機関より「インフルエンザ（A型・B型）」と診断されました。発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、解熱した日の翌日から3日を経過し、健康状態が普段通り良好になりましたので、登園いたします。

受診医療機関 \_\_\_\_\_

発 症 日 令和 年 月 日

解 熱 日 令和 年 月 日

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

登 園 届 日 令和 年 月 日

園 児 氏 名 \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ 組）

保 護 者 氏 名 \_\_\_\_\_